

税務・人事労務ワンポイント( 396 )

## 医療法人は減資できるか？

税理士 嶋 賢治

コロナ禍で医療の経営もなかなか大変です。債務超過に陥った医療法人の減資がテレビで取り上げられる今日こ

の頃ですが、そもそも医療法人は減資できるのでしょうか？  
2007年3月31日以前設立の医療法人は経過措置型医療法人として、一般企業の資金にあたる出資持分があります。  
減資とは、資本金額を減少させる手続きで、一般的には、欠損金が続いた結果の累積赤字を解消するためなど金融機関対策のために行われます。

他には資本金額で決まる地方税の均等割額を節約したいとか、大企業が資本金を1億円以下にして中小企業に適用される税法上の優遇措置を受けるために

も減資が行われます。医療法人で減資をしたいと考える特別な理由には、設立時に必要以上の出資金(資本金)で設立したせいで、理事長個人に対する貸付金が大きく、それを解消したいなどがあります。  
減資については、会社法に細かい規定がありますが医療法人は会社でないで、その適用はできません。医療法人の運営は医療法に依りますが、そこには減資や増資に関する規定はおろか出資金に関する規定すら定められていません。

つまり、医療法人には減資という手続きが存在しないことになりません。規定がないので何でもできるのでしょうか？  
ここに医療法第54条(剰余金の配当禁止)という規定があります。剰余金とは、出資金を超える部分の自己資本金額のことをいいます。剰余金があれば出資金を減らす際にその減額割合で剰余金も出資者が配当を受けたとみなされますので、医療法第54条違反で20万円以下の過料が課されます。税法上剰余金が1円でもあれば減資には必ず配当が発生したとみなされますので、医療法違反となり、減資はできないという結論に達します。  
剰余金がマイナスであればその範囲で自由に減資ができます。  
登記事項でもないの

で社員総会で出資金の金額を〇〇円にすると決議するだけでどこに届けることもありません。剰余金が増えれば出資金が1000万円超の医療法人は地方税の均等割額を節約する意味から減資を考えた方がいいのではないのでしょうか。

税務・人事労務ワンポイント  
バックナンバーを  
協会ホームページで公開中



[https://www.vidro.gr.jp/one\\_point/](https://www.vidro.gr.jp/one_point/)